

山添村新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飲食店等及び宿泊施設に対して適切な感染防止対策を促すことにより、利用者に対して安心・信頼の提供を実現し、感染制御が効いた状況下での経済活動の早期回復を後押しするため、山添村内において客席を設ける飲食店等及び宿泊施設のうち、「奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証」を受けたもの及び認証の取得に取り組むものに対し、感染防止対策事業に必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店等 飲食店営業又は喫茶店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定するものをいう。）の許可を受けた施設（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）の施行日前に、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、同政令の施行日以降の当該許可の継続の際に、同政令の施行に伴い、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を要しないとされた施設を含む。）で、飲食のための客席を有する施設。ただし、次に掲げる施設を除く。

ア 販売等、その場所で飲食をさせること以外を主たる目的とした施設

イ 学校、病院、その他の施設において、特定の者を対象として飲食をさせることを主たる目的とした施設

ウ 次号に掲げる施設において、その宿泊者に対して飲食させることを主たる目的とした施設

- (2) 宿泊施設 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業（旅館業法（昭和23年法律138号）第2条に規定するものをいう。）の許可を受けた施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設を除く。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策設備等導入・強化事業
- (2) 宿泊施設新型コロナウイルス感染防止対策設備等導入・強化事業

2 補助金の交付の対象となる者、補助金の額等は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

(補助事業の実施期間)

第4条 補助事業の実施期間は、令和3年4月1日から同年12月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、山添村新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に、各事業ごとの関係書類その他村長が必要と認める資料を添えて、村長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 村長は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。

2 村長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)

は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を村長に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第8条 補助事業者は、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更をしようとするときは、山添村新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金変更承認申請書(第2号様式)に各事業ごとの積算根拠となる書類その他村長が必要と認める書類を添えて、村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業の内容の著しい変更

(2) 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の20%を超える変更

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、山添村新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金事業中止(廃止)申請書(第3号様式)を村長に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第9条 村長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに村長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、山添村新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に、各事業ごとの関係書類その他村長が必要と認める資料を添えて、村長に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第12条 前条の実績報告は、交付決定以前に当該補助事業が完了している場合にあつては交付決定の日から起算して30日が経過した日までに、交付決定後に当該補助事業が完了した場合にあつては当該補助事業の完了の日から起算して30日が経過した日までに行わなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第13条 村長は、第11条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、山添村新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金交付請求書(第4号様式)を村長に提出しなければならない。

3 村長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 村長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条第2項の規定により村長が付けた条件に違反したとき。

(2) 第8条の規定に違反したとき。

(3) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあつては、村長は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、効果的に運用しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得した財産で、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具その他のものを、村長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により総務大臣、国土交通大臣が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、村長は、その収入の全部又は一部を村に納付させることがある。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分を完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により総務大臣、国土交通大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助事業名	飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策設備等導入・強化事業
補助金の交付の対象となる者	第 2 条第 1 号の施設を営む者 (以下、飲食店等事業者という。)とする。
補助対象経費	令和 3 年 4 月 1 日以降に支払った、飲食店等事業者が感染拡大予防ガイドラインその他奈良県が設定する基準等に対応するために実施する感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入、専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費 (消費税及び地方消費税の額並びに県の他の補助金の対象として申請した経費を除く。)とする。
補助率	4 分の 1
補助金の額	予算の範囲内において、補助対象経費から国庫補助金、民間団体等からの補助金、助成金等収入を減じた額に補助率を乗じた額 (千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額) と、補助上限額 5 万円のいずれか低い額以内とする。

別表2（第3条関係）

補助事業名	宿泊施設新型コロナウイルス感染防止対策設備等導入・強化事業										
補助金の交付の対象となる者	第2条第2号の施設を営む者（以下、宿泊事業者という。）とする。										
補助対象経費	<p>令和3年4月1日以降に支払った以下に該当する経費（消費税及び地方消費税の額、国及び県の他の補助金の対象として申請した経費を除く。）とする。</p> <p>(1) 宿泊事業者が、感染拡大予防ガイドラインその他奈良県が設定する基準等に対応するために実施する感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入、専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費</p> <p>(2) 宿泊事業者が実施するマイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修や非接触チェックインシステムの導入等新たな需要に対応するための取組に要する経費</p>										
補助率	4分の1										
補助金の額	<p>予算の範囲内において、補助対象経費から民間団体等からの補助金、助成金等収入を減じた額に補助率を乗じた額（千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額）と、補助上限額のいずれか低い額以内とする。</p> <p>補助上限額（1施設あたり）については下記のとおり定める。</p> <table border="1" data-bbox="587 1467 1270 1765"> <thead> <tr> <th>施設規模</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5室</td> <td>250千円</td> </tr> <tr> <td>6～29室</td> <td>500千円</td> </tr> <tr> <td>30～49室</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>50室～</td> <td>2,500千円</td> </tr> </tbody> </table>	施設規模	補助上限額	1～5室	250千円	6～29室	500千円	30～49室	1,500千円	50室～	2,500千円
施設規模	補助上限額										
1～5室	250千円										
6～29室	500千円										
30～49室	1,500千円										
50室～	2,500千円										